

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3章第2節の規定を実施するため、防衛省に置かれる一般職の官職の属する職制上の段階等に関する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

防衛大臣 浜 田 靖 一

防衛省に置かれる一般職の官職の属する職制上の段階等に関する訓令

改正 平成22年4月1日省訓第15号
令和3年6月30日省訓第32号

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省に勤務する一般職に属する職員（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第1条第2項に定める部局に勤務する職員に限る。）に係る官職の属する職制上の段階等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- （1） 政令 標準的な官職を定める政令（平成21年政令第30号）をいう。
- （2） 一般行政 政令本則の表1の項第1欄の職務の種類をいう。
- （3） 政策企画立案等支援 政令本則の表17の項第1欄の職務の種類をいう。
- （4） 内部部局 政令本則の表1の項第2欄第1号の部局をいう。

（政令本則の表1の項関係）

第3条 政令本則の表1の項第2欄第1号の部局又は機関等のうち防衛省の内部部局に置かれる官職の属する職制上の段階は、別表第1のとおりとする。

（政令本則の表17の項関係）

第4条 政令本則の表17の項第2欄の部局又は機関等のうち防衛省の内部部局に置かれる官職が属する職制上の段階及び当該職制上の段階と政令本則の表1の項第2欄第1号の部局又は機関等のうち防衛省に係るものに存する各職制上の段階との関係は、別表第2のとおりとする。

附 則

この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成21年4月1日）から施行する。

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日省訓第32号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

標準的な官職	一般行政
課長	地方協力局 労務管理課長
室長	労務管理課 安全衛生室長 企画官 労務渉外官 労務調整官
課長補佐	労務管理課 課長補佐 労務対策調査専門官 安全衛生室 室長補佐 安全衛生専門官
係長	係長
係員	係員 主任

別表第2（第4条関係）

標準的な官職	標準的な官職	政策企画立案等支援
課長		
室長	分析官	地方協力局労務管理課 労務管理問題調査分析官
課長補佐		